

各様式は、実線太枠の箇所へ記載してください。

様式第2号

盛岡市工業用LPガス料金支援金支給要件等確認書

| | |
|---------|----------|
| 支援金申請者名 | 株式会社〇〇〇〇 |
|---------|----------|

1 支給対象中小企業者 ※1

| | |
|----------------------------|--------|
| 主たる業種 (日本標準産業分類 中分類) ※2 | 食料品製造業 |
| 主要品目 | 〇〇、△△ |

| | | | |
|------------------|----------|----------------|------|
| 資本金の額 又は出資の総額 | 5,000 万円 | 常時使用する 従業員数 | 50 人 |
|------------------|----------|----------------|------|

※1 支給対象中小企業者について

本支援金の対象者は、中小企業基本法第2条第1項各号に該当する中小企業者（会社又は個人事業主）であり、原則として業種の限定はありません。また、大企業及びみなし大企業は、本支援金の対象となりません。

※2 主たる業種（日本標準産業分類 中分類）について

総務省ホームページ「日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）」を参考として記載してください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

なお、複数の業種を営んでいる方は、売上高の最も多い業種を主たる業種としてください。

2 工業用LPガスの購入数量（小数点以下切り捨て） ※3

| 支援金算定 基準月 ※4 | 左の月における 工業用LPガス の購入数量 | Aのうち、 自動車運送事業 用の購入数量 | Aのうち、 販売することを 目的とした購入 数量 | 支援金対象とな る工業用LPガス の購入数量 ※5 |
|--------------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 令和5年10月 | A | B | C | D (A-B-C) |
| 購入数量① (単位: m ³) | 3,702 | 0 | 0 | 3,702 |
| 購入数量② (単位: kg) | 17,034 | 0 | 0 | 17,034 |
| 購入数量③ (単位: ℓ) | 0 | 0 | 0 | 0 |

※3 購入数量について

購入数量は、支援金算定基準月における工業用LPガスの購入数量が分かる書類（請求書等）に記載された単位ごと（「m³（立方メートル）」、「kg（キログラム）」、「ℓ（リットル）」）に分けて記載してください。（小数点以下切り捨て。以下同じ。）

※4 支援金算定基準月について

令和5年7月から12月までの各月のうち、申請者が任意に選択するいずれかの1月（ひとつき）のことです。支援金の額は、この月の購入数量（請求書等により当該月分の購入数量が確認できるもの）を基準とし、支援単価と支援期間数を乗じて計算されますので、多くの場合、どの月を選択するかによって、計算される支援金の額は異なることとなり、支援金対象となる工業用LPガスの購入数量が多い月を選択するほど、支援金の額は高くなることとなります。

なお、盛岡市が支援金の額を決定した後は、原則として支援金算定基準月の変更はできませんのでご注意ください。

※5 支援金対象となる工業用LPガスの購入数量について

支援金算定基準月における工業用LPガスの購入数量（上記A）のうち、自動車運送事業用の購入数量（上記B）又は販売することを目的とした購入数量（上記C）がある場合は、これらを差し引いたものが支援金対象となる工業用LPガス（上記D）です。

なお、次のいずれかに該当する一般消費用のLPガスは本支援金の対象となりません。

○一般消費者が燃料として生活（調理、風呂、洗面、冷暖房等）のために消費するLPガス

○一般消費者と類似する用途のために業務用に消費するLPガス

※ 調理については、調理した飲食物をその場所において飲食させる場合及び直接一般消費者に販売する目的をもって調理する場合は一般消費用のLPガスに該当します。（製造、卸の業務のみに使用する場合は、工業用LPガスに該当します。）

※ 同一の貯蔵設備（タンク、ボンベ等）から工業用と一般消費用の両方に使用している場合は、工業用の使用量の方が多い場合のみ工業用LPガスに該当します。

【一般消費用のLPガスとして支援金の対象とならない用途の例】

食堂、レストラン、スーパー、コンビニ、事務所、旅館、ホテル、クリーニング、理容・美容、銭湯・サウナ、病院、老人福祉施設等における業務のための調理、風呂、洗面、冷暖房等の用途

3 貯蔵施設等の状況 ※6

工業用LPガスを使用して事業を行っている市内のすべての事業所について記載してください。(欄が不足する場合はお問い合わせください。)

なお、【事業所1】には、必ず貯蔵施設(バルク貯槽等の貯蔵設備を用いて工業用LPガスを貯蔵している施設)を設置している事業所について記載してください。

【事業所1】(貯蔵施設を設置している事業所)

| | |
|--------------------------------------|-------------|
| (1) 事業所名 | 〇〇〇〇第1工場 |
| (2) 事業所所在地 | 盛岡市〇〇一丁目〇-〇 |
| (3) 貯蔵設備の種類 | バルク貯槽、ボンベ |
| (4) 工業用LPガスの用途 | 原材料(〇〇)の殺菌 |
| (5)-1 工業用LPガスの購入数量①(m ³) | 1,234 |
| (5)-2 工業用LPガスの購入数量②(kg) | 5,678 |
| (5)-3 工業用LPガスの購入数量③(ℓ) | 0 |
| (6) 現況写真 | 別紙のとおり。 |
| (7) 配置図 | 別紙のとおり。 |

【事業所2】

| | |
|--------------------------------------|-------------|
| (1) 事業所名 | 〇〇〇〇第2工場 |
| (2) 事業所所在地 | 盛岡市〇〇二丁目〇-〇 |
| (3) 貯蔵設備の種類 | バルク貯槽、ボンベ |
| (4) 工業用LPガスの用途 | 原材料(〇〇)の溶解 |
| (5)-1 工業用LPガスの購入数量①(m ³) | 1,234 |
| (5)-2 工業用LPガスの購入数量②(kg) | 5,678 |
| (5)-3 工業用LPガスの購入数量③(ℓ) | 0 |

【事業所3】

| | |
|--------------------------------------|-------------|
| (1) 事業所名 | 〇〇〇〇第3工場 |
| (2) 事業所所在地 | 盛岡市〇〇三丁目〇-〇 |
| (3) 貯蔵設備の種類 | バルク容器 |
| (4) 工業用LPガスの用途 | 原材料(〇〇)の乾燥 |
| (5)-1 工業用LPガスの購入数量①(m ³) | 0 |
| (5)-2 工業用LPガスの購入数量②(kg) | 5,678 |
| (5)-3 工業用LPガスの購入数量③(ℓ) | 0 |

【事業所4】

| | |
|--------------------------------------|-------------|
| (1) 事業所名 | 〇〇〇〇第4工場 |
| (2) 事業所所在地 | 盛岡市〇〇四丁目〇-〇 |
| (3) 貯蔵設備の種類 | ボンベ |
| (4) 工業用LPガスの用途 | 原材料(〇〇)の焼成 |
| (5)-1 工業用LPガスの購入数量①(m ³) | 1,234 |
| (5)-2 工業用LPガスの購入数量②(kg) | 0 |
| (5)-3 工業用LPガスの購入数量③(ℓ) | 0 |

※6 貯蔵施設等の状況について

本支援金において「貯蔵施設」とは、バルク貯槽等の貯蔵設備を用いて工業用LPガスを貯蔵している施設をいいます。

本支援金の対象者となるためには、盛岡市内の事業所（複数ある場合はそのいずれか一つ以上）において貯蔵施設を有していることが必要です。

(1) 事業所名について

事業所の名称を記載してください。

(2) 事業所所在地について

盛岡市内の事業所の所在地（住所）を記載してください。

(3) 貯蔵設備の種類について

本支援金においてボンベ（家庭用の容量50kg以下のものなど）は対象の貯蔵設備には含まないため、ボンベのみによって工業用LPガスを貯蔵し、使用している方は原則として対象者となりません。

ただし、貯蔵施設を有する方が、その上さらに盛岡市内のいずれかの事業所においてボンベを用いて工業用LPガスを使用している場合は、そのボンベによる購入分も本支援金の対象となります。

(4) 工業用LPガスの用途について

当該事業所における工業用LPガスの用途を具体的に記載してください。

(5) -1 ~ -3 工業用LPガスの購入数量について

支援金算定基準月における工業用LPガスの購入数量が分かる書類（請求書等）に記載された単位（「m³（立方メートル）」、「kg（キログラム）」、「ℓ（リットル）」）に応じて記載してください。

原則として、本項目に記載した各事業所の購入数量の単位ごと合計値が、上記「2 工業用LPガスの購入数量」の表中の「A」の数値と一致するよう記載してください。（自動車運送事業のための購入数量又は販売することを目的とした購入数量がある場合は、合計値が同表中の「D」の数値と一致するよう記載し、当該数量（同表中「B」及び「C」の数値）が分かる書類の写しも添付してください。）

(6) 現況写真について（【事業所1】のみ）

貯蔵施設の現況を表す写真を添付してください（任意様式）。

写真は6か月以内に撮影されたもので、原則として3枚以内とし、そのすべての余白等に「申請者の氏名又は名称」及び「事業所名」を記載してください。

また、貯蔵施設又は貯蔵設備において最大貯蔵量等が表示されている標識がある場合は、その記載内容が分かるように撮影してください。

(7) 配置図について（【事業所1】のみ）

貯蔵施設の設置場所を表示した事業所の配置図を添付してください（任意様式）。

その余白等に「申請者の氏名又は名称」及び「事業所名」を記載してください。

4 申請額兼請求額の計算

支援金算定基準月における工業用LPガスの購入数量が分かる書類（請求書等）に記載された単位に応じて、次の(1)～(3)のそれぞれに記載して算出し、合計金額（申請額兼請求額）を算出してください。

- (1) 購入単位が「**m³（立方メートル）**」の工業用LPガス
購入数量①

$$\boxed{3,702 \text{ (m}^3\text{)}} \times \begin{array}{l} \text{支援単価} \\ 11 \text{ (円/m}^3\text{)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{支援期間数} \\ 6 \text{ (か月)} \end{array} = \boxed{244,332 \text{ (円)}} \\ \text{(小数点以下切り捨て)} \qquad \qquad \qquad \text{(小数点以下切り捨て)}$$

- (2) 購入単位が「**kg（キログラム）**」の工業用LPガス
購入数量②

$$\boxed{17,034 \text{ (kg)}} \times \begin{array}{l} \text{換算係数} \\ 0.458 \end{array} \times 11 \times 6 = \boxed{514,903 \text{ (円)}} \\ \text{(小数点以下切り捨て)} \qquad \qquad \qquad \text{(小数点以下切り捨て)}$$

- (3) 購入単位が「**ℓ（リットル）**」の工業用LPガス
購入数量③

$$\boxed{0 \text{ (ℓ)}} \times \begin{array}{l} \text{換算係数} \\ 0.243 \end{array} \times 11 \times 6 = \boxed{0 \text{ (円)}} \\ \text{(小数点以下切り捨て)} \qquad \qquad \qquad \text{(小数点以下切り捨て)}$$

申請額兼請求額

$$\text{合計 (1) + (2) + (3) = } \boxed{759,000 \text{ (円)}} \\ \text{(千円未満切り捨て)}$$

5 申請書類一覧

- (1) 盛岡市工業用LPガス料金支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 盛岡市工業用LPガス料金支援金支給要件等確認書（様式第2号）
- (3) 盛岡市工業用LPガス料金支援金誓約書兼同意書（様式第3号）
- (4) 盛岡市工業用LPガス料金支援金団体役員等名簿（様式第4号）
- (5) 貯蔵施設の現況を表す写真（任意様式）
- (6) 貯蔵施設の設置場所を表示した事業所の配置図（任意様式）
- (7) 支援金算定基準月における工業用LPガスの購入数量が分かる書類（請求書等）
- (8) 本人確認書類の写し
（法人の場合）履歴事項全部証明書（発行から6か月以内のもの）
（個人の場合）顔写真ありの場合（運転免許証、マイナンバーカード等）1点
顔写真なしの場合（健康保険証、住民票等）2点
- (9) 振込先口座の情報が確認できる書類（預金通帳の表紙及び見開きの写し等）
※(4)及び(8)については、現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録されている場合は提出を省略することができます。